

令和5年第7回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月15日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（9日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第45号 氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第46号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第48号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第49号 氷川町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第50号 氷川町フルタイム会計年度職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第51号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号 氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する例について
- 日程第14 議案第56号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第57号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第16 議案第58号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第59号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第60号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計余生予算（第1号）について
- 日程第19 議案第61号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第22 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 議案第66号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	吉川義雄
5番	長尾憲二郎	6番	松田達之
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	片山裕治
11番	清田一敏	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	増永光幸
企画財政課長	西村憲志	税務課長	平山早苗
町民課長	坂本哲也	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治

会計管理者	星 田 達 也	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、長尾憲二郎君。

○総務文教常任委員長（長尾憲二郎君） 総務文教常任委員長になりました長尾でございます。ただいまより総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものを要約して御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例7件、補正予算1件であります。

当委員会は、12月11日、役場1階災害対策室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第5号、専決処分等の報告及び承認について、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第6号）並びに議案第45号、氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、賛成者多数で、原案のとおり承認並びに可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、在宅勤務時の通勤手当の取扱いはの質疑に、在宅勤務の実績により減額して支給されることとなりますと答弁し、一般職員の給与の引上げ額の平均はの質疑に、月額4,360円ですと答弁しました。

採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、報酬引上げの理由はの質疑に、本町では平成18年に一般職の給与とともに特別職の報酬が引下げられ、それ以来一度も改定されていません。その間、県内の町村は見直しが行われており、本町も特別職報酬等審議会へ諮問してきましたが、改定は見送られてきました。この度、減額改定前の額に引上げの答申を受け、上程に至ったものと回答し、全国町村議会議長会による議員報酬及び政務調査費の充実に向けた論点と手続きに関する資料は報酬等審議会で活用されたのかの質疑に対し、総務省の給与勧告制度の考え方に関する資料や県内町村の報酬に

関する資料を提出していますと答弁しました。

採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、報酬等審議会の主な意見はの質疑に、合併以降、一度も増額されていないことや社会情勢、経済状況、県内の団体の改定状況を参考にし、また、これまでの実績も勘案し、額の改定を行うことが適当という意見でしたと答弁がありました。

採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第51号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、報酬引上げの平均額はの質疑に、パートタイムで月額9,500円、フルタイムは雇用がないので算定していませんと答弁しました。

採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、氷川町一般会計補正予算（第7号）については、口座システム改修委託料の内容はとの質疑に、集合税及び下水道使用料、保育料など口座振替のため各課で行っていた作業を出納室が金融機関と一括伝送によるデータ收受を行うため、システム改修を行い業務の効率化を図るものと答弁しました。小学校費の電気料の増額理由はの質疑は、3校分の電気料で、電力会社において法人向け大型割引が廃止されたことによる不足分ですと答弁し、中学校費の備品購入費の内容は質疑に、感染症対策のためサーキュレーターを購入するものと答弁しました。社会教育費の文化財保存補助金の内容はの質疑に、法道寺薬師堂の楠剪定にかかる費用で、法道寺公民館近くにある薬師堂の楠は町の指定文化財のため、氷川町文化財保存補助金交付要綱に基づき費用の4分の1を交付するものと答弁しました。公民館及び竜北歴史資料館の電気料の増額の理由はの質疑に、学校の電気料の増額理由と同様で、電力会社の大型割引が廃止となったため不足分ですと答弁しました。広報ひかわ印刷製本費について債務負担行為を設定する理由はの質疑に、新年度当初から広報紙の印刷を委託するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続きを行う必要があるためですと答弁しました。

採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し

上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、上田俊孝君。

○産業建設厚生常任委員長（上田俊孝君） 産業建設常任委員会の委員長を仰せつかりました上田俊孝です。よろしくお願ひします。今年も20日余りで、令和5年も終わろうとしています。1年間、大きな災害もなく無事に過ごせたことができましたことに、皆さま方に感謝申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における 審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件、条例5件、令和5年度補正予算5件について審査しました。

当委員会は、12月11日、役場2階大会議室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

議案第52号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例については、新ごみ袋の料金は大・中・小とも10円の値上げになっているが、八代市の価格と、ごみ収集料金に対するごみ袋料金が占める割合の質疑に、八代市は大50円・中35円・小20円ですが、小は氷川町より5リットル小さくなります。新ごみ袋料金は、ごみ収集料金の10パーセントを超える補てんとなりますと答弁されました。ほかに質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第55号、氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第56号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、氷川町一般会計補正予算（第7号）についての歳出では、いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業補助金の内容と予定件数が尋ねられ、畳表織機の機能強化・オーバーホール・高品質の畳表に対応できるようにするもので、県2分の1の補助があり、1団体から要望があつています。と答弁があり、町道中網道東網道2号線板橋外2橋橋梁改修設計業務委託料の内容と総工事費についての質疑には、八間川に架かる橋梁3本分で、長寿命化のため、架け替えとならないように早めに予防保全のため実施するもので、工事費はこれから算出となりますと答弁がありました。

債務負担行為補正の一般廃棄物（可燃物・資源物）収集運搬及びストックヤード運営委託業務について、収集業務の内容や業者選定が尋ねられ、可燃ごみ・資源ごみ・ストックヤードの3事業の運営で、可燃ごみの収集は、地域のごみ量の実績に基づき町内を3つのエリアに分け収集します。エリアを見直したため、収集作業に支障が出ないようなことを考慮して、町内の事業者と特命随意契約で3年間の委託を予定していますと答弁があり、軌道に乗ったら公募を検討してほしい。また、町民に作業員が分かるように被服着用の要望があり、被服の着用は徹底させますと答弁がありました。ほかに質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決しました。

議案第58号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第60号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について並びに議案第61号、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成者多数で可決することに決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第2、承認第5号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、承認第5号は委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第3 議案第45号 氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第45号、氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第46号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第46号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

○議長（米村 洋君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第47号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第47号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は、反対の立場から討論をいたします。

本議案は氷川町議会議員の報酬及び期末手当の引上げをする条例改正であります。氷川町議会議員の報酬は、合併時に報酬額を合併以前の竜北町や宮原町よりも低く設定してきました。そして、この間、報酬引上げの答申を諮問されましたが、報酬

引上げは据え置かれてまいりました。今回の審議会の答申では、合併後、報酬を引上げてこなかったこと、物価高騰など経済状況を考えると、報酬引上げが妥当との意見があったと説明がありました。私は委員会での審査時にも発言しましたが、全国町村議長会が議員報酬の在り方をまとめて発表しています。その中に議員の報酬引上げに関して、住民への十分な説明は必要である。議員の報酬の増額根拠を明確にする必要があると書いてあります。前回、議員の報酬を提案されたときにも申し上げましたが、議員の活動、議会議員活動をもっと豊富に行う必要があると思います。常任委員長の月額給与を引き上げるときに、報酬審議会において、議会活動が活発になるということを条件にと言いますか、意見があったと聞いています。しかしこの間、氷川町議会の活動は以前とほとんど変わっておりません。全国の委員会活動の評価を見てみますと、決して高い方ではありません。もっと議会活動を活発に行い、公聴会を開く、あるいは住民懇談会や住民への議会報告会などを行ってからでいいんじゃないかと思います。私は決して氷川町の議会議員の報酬が高いとは思いません。むしろ、こういった活動をして、議員の報酬を町民の皆さんと一緒にあって、引き上げる立場で話をする必要があるんじゃないかと思います。私は、今議会で引き上げることは時期が早過ぎると思います。以上の立場から反対をいたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。上田健一君。

○9番（上田健一君） 私は賛成の立場で討論いたします。

今回の報酬改正は、増額ではありますが、合併時に減額された分を元に戻すものであります。氷川町議会基本条例において、議員報酬について、改正にあたっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに、町民の意見を広く聞くものとする。特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとするとして規定されております。今回、常勤特別職と一般職の職員の給与も改正されています。また、全国的に、議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担当することが厳しい状況で、若者勤労世代の成り手不足が心配されております。このような状況を考慮すると、大幅な増額により、若者の担い手不足の解消を図ることも考えられますが、町の財政状況や社会上情勢を考慮し、まずは、合併当時の額に戻すことで問題ないと判断しますので、私は賛成討論といたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第48号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第48号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第49号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第50号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第50号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第51号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第51号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第52号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第52号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 3 号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 1、議案第 5 3 号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第 5 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 4 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 2、議案第 5 4 号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 4 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第 5 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 5 5 号 氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 3、議案第 5 5 号、氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 5 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第56号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第56号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第57号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（米村 洋君） 日程第15、第議案第57号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第58号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第16、議案第58号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第59号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第17、議案第59号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第60号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第18、議案第60号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 61 号 令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（米村 洋君） 日程第 19、議案第 61 号、令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第 20、諮問第 2 号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。諮問第 2 号については、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第 2 号を採決します。本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、諮問第 2 号は適任者として推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

-----○-----

午前 10 時 34 分

午前 10 時 38 分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま町長から議案第 66 号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第66号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（米村 洋君） 追加日程第1、議案第66号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

議案の説明を求めます。企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第66号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和5年度氷川町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,462万9,000円とするものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

7ページを御覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、10節、需用費から19節、扶助費までの合計1億10万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、光熱水費や食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、システムの改修や、1世帯当たり7万円の物価高騰対応重点支援給付金を給付するもので、対象は1,400世帯を見込み、国交付金を財源とするものです。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

6ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,897万1,000円は、価格高騰対応重点支援給付金の財源とするものですが、現時点では、令和4年度に実施した同様の事業の支給世帯の8割分が交付限度額として通知があっており、残りの2割につきましては、支給世帯数が決定した後に追加交付される予定です。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金2,112万9,000円は同事業の財源とするものです。これで議案第66号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） これは、国ができるだけ早く出すようにと通知を出していました。可能性としては、年内に届くんでしょうか、それだけお聞かせください。

○4番（吉川義雄君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 福祉課からお答えしたいと思います。

大まかなスケジュール案になりますが、本日、議会の議決をいただいた後、システム改修が必要となります。システム改修の完了を来週いっぱい見込んでおり、その後、確認書の送付準備に入ります。そのため、確認書の送付を考えますと、年内は難しいと思います。現在の予定では、1月末ぐらいまでに第1回の給付ができればと考え、準備を進めております。以上です。

○4番（吉川義雄君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（米村 洋君） お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第22 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第22、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、調査活動に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重に御審議を賜り、可決承認並びに同意をいただき、誠にありがとうございました。また、本定例会でいただきましたさまざまな意見につきましては、今後の町政運営にしっかり活かしていきたいと思っております。

一般質問でもお尋ねのありました、氷川町空家等対策計画を策定いたしましたので、この後、全員協議会を開いて、内容の説明を行います。

令和5年度も残り3か月半となりました。新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザも流行しております。それぞれの感染症への予防対策をしっかりとするとともに、物価高騰への支援につきましても、万全を期して進めてまいりたいと思っております。

あわせて、本年度計画しております事務事業の推進につきましても、職員とともに全力を傾注してまいりますので、議員各位のさらなる御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

時節柄、どうぞ御自愛のうえ、ますます御活躍されることを御祈念申し上げます、閉会にあたりましての御礼の言葉といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和5年第7回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年2月21日 氷川町議会議員 米村 洋

令和6年2月21日 氷川町議会議員 上田 敏孝

令和6年2月21日 氷川町議会議員 三浦 賢治